**平成２６年（フ）第９３号**
鳥取県米子市夜見町3085番地19
債務者　河村　良仁
1　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２６年（フ）第４４０号**
広島市中区鶴見町５番24―403号
債務者　瀧本　宏二
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第９５号**
愛媛県西条市丹原町北田野1414番地
債務者　大木元美子
1　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２６年（フ）第９６号**
愛媛県新居浜市中筋町２丁目10番７号、前住所愛媛県新居浜市船木甲4342番地の１
債務者　塩崎　浩一
1　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２６年（フ）第９８号**
愛媛県新居浜市船木4737番地の１
債務者　笘下　貴敏
1　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２６年（フ）第１０２号**
愛媛県新居浜市松原町５番311号
債務者　門屋　繁美
1　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２６年（フ）第１０３号**
愛媛県新居浜市東雲町３丁目７番222号　東雲マンションＤ230号室
債務者　大城　幸子
1　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２６年（フ）第１０６号**
愛媛県新居浜市沢津町１丁目１番26号
債務者　山内さおり
1　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２６年（フ）第１０７号**
愛媛県四国中央市金生町下分1097番地５、前住所北海道釧路市星が浦北１丁目１番８号　エクセルコート星が浦201号室
債務者　古川　裕也
1　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２６年（フ）第２３号**
高知県高岡郡佐川町黒原487番地
債務者　三本　弘司
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
高知地方裁判所須崎支部

**平成２６年（フ）第２９号**
福岡県大川市大字向島1981番地18
債務者　井田　美穂
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２６年（フ）第７号**
長崎県壱岐市芦辺町瀬戸浦165番地
債務者　布谷　託彌
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

**平成２６年（フ）第２０５号**
宮崎市大字本郷北方4457番地１　セジュール本郷Ａ棟101号
債務者　堀田奈々美
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第２２７号**
宮崎市城ケ崎１丁目１番地１　アービス城ケ崎205号、前住所宮崎市江平西１丁目５番49号　サーパス神宮参道601号
債務者　田尻美紀子
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第６７号**
宮崎県日向市大王町１丁目56番地　ユートピアンＡ102号、旧住所千葉県松戸市殿平賀169番地の12
債務者　眞下　咲弥
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２６年（フ）第７０号**
宮崎県日向市大字富高7079番地５　ＳＡＦＥＣＯＦＩＥＬＤ２―８号
債務者　中島　麻衣
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２６年（フ）第２４３号**
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目4492番地３　キャトルフィーユ405号
債務者　川原みずえ
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係